地方団体から申出のあった交付税の算定方法に関する意見の処理について (特別交付税 12 月算定分) 【地方交付税法第 1 7 条の 4 】

1 意見の提出数

15件(都道府県分6件、市町村分9件)

同様の意見を1項目として数えると12項目

2 意見の処理について

12項目のうち1項目について意見の趣旨を踏まえ、特別交付税の算定方法の改正等を行う。

【意見の趣旨を踏まえて算定方法の改正等を行うもの】

〇 公立病院の設置運営に要する経費(1団体)

地方交付税法第17条の4に基づく意見の一覧

「処理状況」欄の※は、意見の趣旨を踏まえて算定方法の改正等(一部採用を含む。)を行うこととしたものを示す。

(都道府県分)

算定項目等	提出団体	内容	処理状況
PCB廃棄物処理経費	千葉県 滋賀県	PCB廃棄物の処理経費について 措置	
特定外来生物	千葉県 滋賀県	特定外来生物の対策に要する経費 について措置	
県立学校空調明分開	滋賀県	県立学校における空調施設整備 について措置	
公立病院	沖縄県	公立病院の設置運営に要する経 費について措置	*

(市町村分)

算定項目等	提出団体	内容	処理状況
公的病院等への助成	北海道帯広市	公的病院等への助成に係る措置の 拡充	
公立病院	福島県小野町	公立病院の設置運営に要する経費 について措置	
文化財の保存	福井県福井市 福岡県太宰府市	史跡に係る特別交付税について措 置	
観光立国の推進	京都府京都市	観光立国の推進に要する経費につ いて措置	
文化財の保存	京都府京都市	文化財の保存に係る特別交付税に ついて措置	
総括的事項	京都府京都市	財政力指数の算定方法の見直し	
患者輸送車等	島根県知夫村	患者輸送車等に要する経費につい て措置	
公立病院	愛媛県	不採算地区中核病院の措置拡充	